

じゃがれたー

No.13

(じゃがれたーは、日本成年後見法学会 (Japan Adult Guardianship Law Association) (略称 JAGA) が編集・発行するニュースレターです。)

発行日 平成21年 9月30日
発行 日本成年後見法学会
発行人 理事長 新井 誠
編集 広報委員会
[委員長] 長谷川秀夫
[副委員長] 高橋 弘
[委員] 大下 信
香川 美里
北村裕美子
澤口 秀則
高橋 圭司
平岡 祐二

巻頭言

2010年世界会議の成功に向けて

成年後見法世界会議実行委員会委員長 大貫 正男

来たる2010年10月2日(土)～4日(月)の3日間、パシフィコ横浜で開催される「2010年成年後見法世界会議」(The World Congress on Adult Guardianship Law 2010)まであと1年に迫ってきた。我が国初の後見分野における国際会議であると同時に、アジア諸国も参加する World Congress となることから、あえて「世界会議」と名付けられたものである。会議には、海外150名、国内250名の参加者を見込んでおり、日本において全世界にまたがる初めての会議が実現されることになりそうである。奇しくも2010年は日本の成年後見制度が施行されて10周年という節目を迎える年である。その時期と軌を一にして、各国の優れた制度や経験を学びつつ今後の成年後見の在り方を議論することは大きな意義があると思う。

実行委員会は、世界会議の成功をめざして精力的な活動を行っている。8カ国からの基調講演者はほぼ確定し、8つの分科会(医療行為の同意、市民後見人、任意後見、虐待と成年後見、能力、後見人支援組織、信託と成年後見、高次脳機能障害と成年後見)の担当者、発表者も決まりつつある。本年(2009年)4月、実行委員会は韓国に行き、関係各所を訪問し、意見交換を行ったことから会議への関心が高まり、韓国から多数の参加者が期待できる。

一方、開催のための運営資金については皆様や

友好団体からの寄附により目標金額に近づきつつある。しかし、今般の厳しい経済状況を見ると決して楽観はできない。については、再度皆様に寄附を呼びかけたいので、どうか特段のご支援をいただければよいお願いしたい。

現在成年後見制度は、成年後見人不足や低所得者への利用支援など種々の課題を抱えている。「もっと利用しやすくして欲しい」という声も多い。そこで、世界会議ではこれらの課題に対し分科会や基調講演などから浮かび上がった課題を集約し、「横浜改善宣言(仮題)」として採択することを考えている。実行委員会は、国際会議を単なるイベントではなく改善に踏み出す第1歩と位置づけている。

幸い、家庭裁判所をはじめとする関係者の努力により、成年後見関係事件の申立件数は年々増加し、また、事情聴取体制の整備などにより審理期間が短縮されより利用しやすくなった。さらに、各地では市民後見人養成の動きも活発になっている。世界会議では、多数の皆様のご意見をお聞きし、こうした制度改善への動きをさらに確実なものにしたいと考えている。

そのためには、まず世界会議に参加することをお願いしたい。来年10月2日～4日には、多くの会員・会友の皆様に参加していただき、活発な意見を出していただくことを願っている。

第6回学術大会

平成21年5月30日(土)、明治学院大学白金キャンパスにおいて第6回学術大会が開催された。

午前中は4つの分科会で報告が行われ、午後からは総会に引き続いて、「これからの成年後見」をテーマに全体会が開催された。

■第1分科会

成年後見制度の改正に向けて

——現状及び運用上の工夫と限界

座長 弁護士 赤沼 康弘

座長である赤沼康弘氏(弁護士)から、制度改正研究委員会が2008年7月にまとめた14の提言について説明がなされた。その中で重要と思われる、①費用の公的補助・柿本誠氏(日本福祉大学教授)、②医療行為への同意・水野裕氏(老年精神科医)、③医療同意に関して・笠原美和子氏(社会福祉士)、④死後の事務について・高橋弘氏(司法書士)の報告があり、議論がされた。

①については、成年後見制度利用支援事業を利用することができるが、自治体による事業に対する温度差があるとの報告がなされた。②と③は、順次報告され、会場との意見交換の中で、医療行為の同意については、医療関係者や成年後見人からの立場から、現状の問題点や疑問点が出され、医療関係者、成年後見人のどちらが決められる問題ではなく、また、同意権についても法的に明確ではないので、同意に関する第三者機関など法の整備も必要だという意見があった。④については、時間の都合で報告のみとなったが、実務での現状や問題点が紹介された。

(細川 眞二)

■第2分科会

身上監護

座長 千葉大学法科大学院教授 小賀野晶一

最初に、「身上監護総論」として小賀野晶一氏が、成年後見制度は、財産管理と身上監護からなるが、身上監護のために財産管理があること、身上監護は、決定権限とサービス等の手配が組み合わさったものであること、との報告がされた。

次に、「身上監護と社会福祉」として池田恵利子氏(社会福祉士)から、これまで身上監護についての検証が行われなかったこと、社会福祉サービスの適切な利用、本人参加の促進とネットワーク利用、契約内容の履行監視の重要性が告された。

最後に、「身上監護に関する決定権限」として上山泰氏(筑波大学法科大学院教授)から報告があり、現行民法は身上監護を重視するが医療同意等の身上監護に関する決定権限が欠けていること、他方で精神保健福祉法上の保護者の位置づけなど民法外部での権限拡張がみられ、この外部領域を含めた体系的再整理を行い、身上監護権の体系的な位置づけを行う必要性が指摘された。

(金井 守)

■第3分科会

高次脳機能障害への支援

座長 東洋英和女学院大学教授 石渡 和実

交通事故による傷害で高次脳機能障害を持つようになった人たちが、損害保険で得た保険金をどう活かすべきか、その管理はどうされているのか、本人の利益のため(自立支援)に使用されているのだろうか、という視点で成年後見制度と高次脳機能障害への支援の接点を考えていこうという分科会であった。27名の参加者と報告者との交流は石渡和実氏の名座長で一体感が持て、この分科会に参加できたことをありがたく思った。

古笛恵子氏(弁護士)は、医学的所見、自賠責保険認定システム、労災保険新基準との違い、びまん性脳損傷についての印象的な話などを報告された。新藤優子氏(社会福祉士)からは、生活支

援を実践している経験からの具体的な示唆があり、生活の視点で取り組む社会福祉士の姿が思い描けた。長谷川秀夫氏（司法書士）からは、交通事故による高次脳機能障害支援の突破口として成年後見制度の利用のために高次脳障害研究委員会で大綱作成の提案をしていきたいとの力強いメッセージを受け、研究を応援していきたいと感じた。（長田さかゑ）

■第4分科会

市民後見人の養成

〔座長〕 司法書士 芳賀 裕

座長の芳賀裕氏から市民後見人の意義と現状について説明があり、世田谷区成年後見センター長の中山二基子氏（弁護士）および品川成年後見センター室長の齋藤修一氏から所属の区について、井上計雄氏（弁護士）から大阪市の取組みについて報告があり、以下の点について検討した。

①市民後見人の定義づけは難しいが、「後見人が不足しているから」ではなく、特性を活かした活用が望ましいのではないかと。②どんな事案が市民後見人に向いているかについて、厳格にはできないが、方向性が必要ではないかと。③任意後見の受任は難しいのではないかと。④養成団体が監督人として就任する場合や、専門職後見人との複数後見の場合があるが、どのような受任形態が望ましいかと。⑤報酬を受け取ってもよいのか。⑥養成、推薦、監督を同じ団体が行うべきであり、市民後見人協会のようなバックアップ体制が必要ではないかと。

世田谷区、品川区、大阪市の取組みはそれぞれに工夫がみられ、今後、自治体等で市民後見人養成機関を立ち上げる足がかりとなるであろう。

（岡田和代）

■全体会

これからの成年後見

〔コーディネーター〕

筑波大学法科大学院教授 新井 誠

〔パネラー〕

弁護士 赤沼 康弘
 千葉大学法科大学院教授 小賀野晶一
 東洋英和女学院大学教授 石渡 和実
 司法書士 芳賀 裕

新井誠理事長の趣旨説明の後、高橋弘氏（司法書士）、上山泰氏（筑波大学法科大学院教授）、長谷川秀夫氏（司法書士）、齋藤修一氏（品川区後見センター室長）の4名より分科会の報告があった。

引き続き、コーディネーターに新井誠氏、パネリストに赤沼康弘氏、小賀野晶一氏、石渡和実氏、芳賀裕氏の4氏を迎えてパネルディスカッションが行われ、以下の議論がなされた。

赤沼氏からは、委員会でまとめた法定後見の14の論点に鑑定省略の問題を加え、提言事項とした旨の意見があった。小賀野氏からは、身上配慮義務の法体系上の位置づけ、具体的なガイドラインの必要性について問題提起があった。石渡氏からは、高次脳機能障害について自賠責保険と成年後見をリンクさせてはどうか、能力の判定をどうしたらよいかについて問題提起があった。芳賀氏からは、市民後見人の概念を明確にし、法律で位置づけをしてはどうかという提案があった。

さらには、公的サポートを具体的にどのように進めるかについて以下のような意見が出された。

①成年後見人の供給機関に加え、医療同意をする機関をつくり、ネットワークを構築する。②成年後見に特化した地域の支援ネットワークをつくる。③国レベルの資金援助で賄われる市民後見人協会をつくる。④介護保険法、障害者自立支援法、生活保護法等による厚生労働省の事業に成年後見の給付金をつける。

最後に会場からは、成年被後見人の選挙権制限の問題は、成年後見制度と異質な選挙制度をリンクさせていることに問題があると捉えた問題提起、市区町村長申立てを高齢者・知的障害者・精神障害者に制限してよいのかという問題提起等、多くの意見が出され、世界会議の準備にふさわしい有意義な大会であった。（岡田 和代）

第6回総会報告

平成21年5月30日(土)午前11時40分から、明治学院大学白金キャンパス3201教室にて、本学会の第6回総会が開催されたので、概要を報告する。開会宣言の後、本学会規約12条により新井誠理事長が議長となり、議事に入った。

◇議案第1号 平成20年度事業報告の件

赤沼康弘副理事長より、各会員に事前に配付した議事資料に基づき、平成20年度中に行った事業について報告がされた。研究・調査部門として、学術大会の開催、制度改正研究委員会・判例研究委員会・高次脳機能障害に関する研究委員会の活動、および平成20年7月に「法定後見実務改善と制度改正のための提言」を発表したことが報告された。続いて、学会誌の発行、特別シンポジウム等の開催、国際交流活動として、カナダで行われた成年後見法国際会議に、理事長、役員、会員を派遣した等の報告がされた。運営・広報部門として、総会の開催、会報の発行、組織強化活動として、大会・企画委員会、総務委員会、財務委員会、広報委員会の活動が報告された。事業報告については、質問もなく、承認された。

◇議案第2号 平成20年度決算報告の件

伊藤佳江常任理事より、前記議事資料に基づき、平成20年度の決算報告がされた。正味財産(純資産)は、約684万円で、前年比約46万円のプラスであることが報告された。その後、前田稔監査役が、会計が適正である旨の監査報告を行い、質問もなく、承認された。

◇議案第3号 平成21年度事業計画決定の件

大貫正男副理事長より、前記議事資料に基づき、平成21年度中に行う事業計画案の説明がなされた。基本姿勢として、具体的な調査・研究に重点をおき、かつ2010年成年後見法世界会議に向けた準備活動を行うことが説明された。研究・調査部門として、学術大会の開催、制度改正研究委員

会・判例研究委員会・高次脳機能障害に関する研究委員会の活動の継続、市町村における権利擁護機能のあり方に関する研究会の活動、学会誌の編集・発行、世界会議に向け、財務・会計、広報・渉外、プログラム・企画の各事項について重点的に準備活動を行うこと、特別シンポジウムを行うことが説明された。また、運営・広報部門として、総会の開催、会報の発行に加え、組織強化活動として、総務委員会・財務委員会・審査委員会・広報委員会の活動、NHK ハートフォーラム委員会の新事業の説明がなされた。以上の事業計画案については、異議なく承認された。

◇議案第4号 平成21年度予算決定の件

伊藤佳江常任理事より、前記議事資料に基づき、一般会計、国庫補助金特別会計、団体補助金特別会計、研究基金特別会計、世界会議特別会計につき、平成21年度予算案の説明がされ、質問もなく、異議なく承認された。

◇議案第5号 規約の一部改正の件

金井守常任理事より、前記議事資料に基づき、本学会の執行体制を強化するため、本学会規約16条中、理事の員数を35人以上50人以内とする改正案の説明がなされ、異議なく承認された。

◇議案第6号 役員決定の件

新井理事長から、理事会決議による当日配布の役員候補者名簿に基づき、理事候補者50名、監査役候補者3名についての議案の説明がなされ、異議なく承認された。

以上のとおり、総会は粛々と進行し終了した。

総会終了後、新たに選任された理事による理事会が開催され、理事長として引き続き新井誠氏を選任し、副理事長として大貫正男氏および赤沼康弘氏の選任、その他常任理事の選任が行われ、新体制でスタートした。

(望月 真由美)

役員紹介

平成21年5月30日(土)、会員・会友180名の出席者の下に、第6回総会が行われた。平成21年4月1日現在の入会者数は、正会員825名、賛助会員2団体1名、会友167名である。学会員の職能は、研究者、弁護士、司法書士、社会福祉士、税理士、行政書士、社会保険労務士、医師、裁判官、家庭裁判所調査官、公証人、家庭問題情報センター職員、

自治体職員、社会福祉協議会職員、金融機関職員、施設経営者など、多岐にわたっている。

第6回総会では、規約19条に基づき役員の任期が終了したことに伴い、新役員（理事・監査役）の選任が行われた。また同日に行われた第1回理事会において、理事長、副理事長、常任理事、幹事が決定した。以下に紹介する。

理事・監査役・幹事一覧（50音順・敬称略）

【理事長】

新井 誠（筑波大学）

【副理事長】

赤沼 康弘（東京弁護士会）

大貫 正男（埼玉司法書士会）

【常任理事】

池田恵利子（東京社会福祉士会）

伊藤 佳江（東京税理士会）

岩志和一郎（早稲田大学）

小賀野晶一（千葉大学）

金井 守（田園調布学園大学）

金川 洋（日本社会福祉士会）

北野 俊光（銀座公証役場）

高橋 弘（埼玉司法書士会）

富永 忠祐（東京弁護士会）

長谷川秀夫（千葉司法書士会）

村田 彰（流通経済大学）

【理事】

五十嵐禎人（千葉大学）

石渡 和実（東洋英和女学院大学）

井上 計雄（大阪弁護士会）

岩井 英典（札幌司法書士会）

遠藤 英嗣（蒲田公証役場）

延命 政之（横浜弁護士会）

沖倉 智美（東京社会福祉士会）

神谷 遊（同志社大学）

上山 泰（筑波大学）

河野 正輝（熊本学園大学）

菊池 馨実（早稲田大学）

小嶋 珠実（神奈川県社会福祉士会）

佐藤 彰一（法政大学）

澤口 秀則（第一東京弁護士会）

志村 武（関東学院大学）

田村 満子（大阪社会福祉士会）

田山 輝明（早稲田大学）

床谷 文雄（大阪大学）

永井久美子（東京税理士会）

中尾 哲郎（福岡県弁護士会）

中山二基子（東京弁護士会）

西川 浩之（静岡県司法書士会）

二宮 周平（立命館大学）

芳賀 裕（福島県司法書士会）

久岡 英樹（大阪弁護士会）

平川 博之（日本精神神経科診療所協会）

藤江 美保（福岡県司法書士会）

古川 元晴（麹町公証役場）

星野 茂（明治大学）

星野 美子（東京社会福祉士会）

本間 昭（東京都老人総合研究所）

松友 了（南高愛隣会）

望月真由美（静岡県司法書士会）

森 徹（東京弁護士会）

山崎 政俊（東京司法書士会）

八杖 友一（第二東京弁護士会）

【監査役】

永田 秋夫（家庭問題情報センター）

前田 稔（東京司法書士会）

岩川作丕圖（東京税理士会）

【幹事】

北村裕美子（日本社会福祉士会）

黒田美亜紀（明治学院大学）

菅 富美枝（法政大学）

名川 勝（筑波大学）

平岡 祐二（神奈川県社会福祉士会）

松本 容子（埼玉司法書士会）

判例研究

判例研究委員会

■後見開始の審判の申立てを認容する審判と同時にされた成年後見人選任の審判に対する不服申立ての可否（東京高裁平成12年9月8日決定・家庭裁判月報53巻6号112頁）

〔事案の概要〕

本件は、原審家庭裁判所が、事件本人について後見を開始する旨の審判および成年後見人として弁護士である第三者を選任する旨の審判をしたのに対して、申立人から即時抗告の申立て（原審のうち成年後見人の選任の部分の取消しおよび事件の原審への差戻しを求める）がされたものである。

本件決定は、「本件成年後見人の選任は後見開始に付随してされた審判というべきものであり、成年後見人選任に関する審判に対して不服申立てを認める旨の規定がないこと（家事審判規則27条2項は、後見開始の審判を申し立てた者について、同申立てを却下する審判に対して抗告することができる旨を規定するにとどまる。）からすれば、成年後見人選任の審判に対しては独立して不服申立てをすることができないと解される」として即時抗告を却下した（確定）。なお、本件決定は、なお書きで「本件抗告の理由によれば、抗告人は、成年後見人を2名とし、前記弁護士を財産管理担当に、抗告人を介護担当に選任することを求めているが、これについては、成年後見制度の新設に伴う改正後の民法によって、家庭裁判所に対し成年後見人の追加的選任に関する申立てをすることが可能となった（民法843条3項）のであるから、その審判手続において、複数の成年後見人の要否並びに選任する場合における相互の事務ないし権限の各内容、範囲及び相互の関係等を具体的に審理したうえで判断されるべき事項であり（民法859条の2第1項参照）、これらの点について抗告の対象とすることは許されない」とも述べた。

〔解説〕

後見開始の審判およびこれと同時にされる成年後見人選任の審判は、家事審判法に基づく家事審判の手続によってされるものであり、これに対する不服申立ては、不服申立てがされることで審判が長く不確定の状態になることを避けるため、特に「即時抗告」と呼ばれる手続により、不服申立期間を申立権者に審判が告知されてから2週間に限るとともに、即時抗告の対象となる審判や即時抗告の手続の具体的内容を最高裁判所規則（家事審判規則等）で定めることとされている。

平成11年の成年後見制度の改正に伴う改正後の家事審判規則27条は、成年後見人等の選任は、後見開始の審判等がされていることを前提とするもので、誰を成年後見人等に選任するかは、家庭裁判所が諸事情を総合的に考慮して判断すべきものであることを理由として、成年後見人等選任の審判を即時抗告の対象としていない。

学説においては、規則の立場・本件決定に反対するものが見られるものの、規則改正の趣旨に照らして不服申立てを認めない実務の立場がすでに定着したというべきであろう。

成年後見人の選任についての不服が問題とされるのは、成年後見人として誰が選任され、事件本人（成年被後見人）の財産管理を委ねることになるかが関係者にとって極めて重大な関心事であるからであり、家庭裁判所は、事件本人を取り巻く親族等の関係者の利害状況をできるだけ把握したうえで審判をするべきであるが、成年後見人の選任結果に問題があるとすれば、それは他の制度によって対応することになるのである（本件決定のなお書き参照）。

（大阪地方裁判所判事 原 司）

**診察室
から見た
成年後見**

ひとりだけどひとりじゃない

◇身上監護の難しさ

私にとって成年後見への実質的なかわりは“鑑定”業務であるが、成年後見への興味・関心は“身上監護”にある。

当たり前のことだが、“監護する”ためには相手がどういう人かを理解する必要がある。実際の話、後見のレベルにあるような判断力が低下している認知症の人であっても、成年後見人が自分に対して尊大なのか否かとか、信頼のおける人か否かくらいは、多くの場合わかっている。彼らの多くは、孤独であり少なからず不安を持っている人たちであることも強調されるべきであろう。したがって身上監護を行う人は、形式的な財産管理や身の回りのお世話だけではすまされず、成年後見人と成年被後見人との間には信頼を前提とした人間的な付き合いが必要になるだろう。人権感覚に優れているのは当然だが、接し方も含めて病と障害に対する知識も必要であり、もっといえば成年後見人自身の“人となり”も大切になる。身上監護は簡単なようでとても奥が深く難しいことだと思っている。

◇出雲成年後見センターの活動

出雲には、2000年7月から活動を開始し10年目を迎えた「出雲成年後見センター」（以下、「センター」という）というインフォーマルなネットワーク組織があり、私も運営委員の1人として発会から関わっている。

センターの会員は多種多様である。弁護士や司法書士などの司法関係者に、社会福祉士は定番であるが、それ以外に成年後見に関心・関係のある行政関係者や福祉施設、社会福祉協議会、あるいはケアマネジャーなどの福祉関係者もいれば、行政書士や税理士に、医師（神経内科医、内科医、精神科医）・看護師・保健師・精神保健福祉士・医療ソーシャルワーカーなどの医療関係者もいて多彩である。つまり、生活していて「知り合いで

あったらいいな」と思える職種の人たちである。

活動の基本は毎月の定例会にある。成年後見に関する情報が共有され、必ずケース検討が行われる。具体的なケースが出され、いろいろな立場から意見を出し合い検討するのである。毎回活発な意見が述べられるが、会員はケース検討を通して確実に資質を高めている。

センターでは発会以来、成年後見人の養成のための研修会も継続して開いてきたが、会員を中心に多くの第三者後見を引き受けている。定例会では、成年後見人等からの報告も随時ある。困ったことがあれば、それぞれの会員の得意な分野から意見をもらったり支援を受けることが可能である。財産がらみの話は弁護士や司法書士あるいは行政書士にお任せの舞台であり、身上監護をめぐる病と障害のとらえ方やかわり方は医療関係者の出番である。センターの特徴の1つは、このように皆で支え合って後見を行っている点である。ひとりだけどひとりじゃない。1人で抱え込まず気軽に相談できることがとても大切なのである。

それでも、このようにセンターの活動をともにしていると、つくづく後見をする人は大変だと痛感している。理想的な第三者後見を行おうとすれば、1人より複数でするのがいいなと思ったりもする。

ところで、成年後見人として行政職の人は異色といってよいだろう。センターでは、トップの部長をはじめ何人もの行政職の会員が第三者後見をしている。忙しい業務を超越して、財産管理はもちろん身上監護を立派に行っているのを見ると、いつも感心させられている。

センターの仲間にもまれて、私もそのうち成年後見人をしてみたいと思う今日この頃である。

（エスポアル出雲クリニック
精神科医 高橋 幸男）

●私と成年後見●

区民後見人としての第一歩

◇きっかけ

私が成年後見制度に関心を持ったのは、初期の認知症と診断されていた母が日中1人で過ごしていた我が家に、悪質業者の訪問が絶えず、その対策として成年後見制度を利用したのがきっかけだった。こうして成年後見制度が身近なものになると、私も次第にこの制度を自分の老後の選択肢として考えるようになった。その頃、偶然にも東京都の広報で「社会貢献型後見人を目指すための基礎講習」の開催を知り、受講した。その後、引き続き世田谷区の区民後見人養成研修を受けることになったのである。

◇初めての成年後見

研修が終了してから9カ月後に、私は区長申立てにより70歳代で身寄りのない高齢者の成年後見人に選任された。成年被後見人のAさんはリハビリテーション病院に入院していた。難聴で認知症も発症していたが、筆談で話しかけると口頭で答え、意思の確認はある程度可能な状態であった。

充実した養成講座を受けていても、いざ後見活動を始めると未知の世界であった。特に最初の3カ月は忙しく、Aさんの入院以降に生じた負債の返済、居住用不動産処分許可の申立て、そして特別養護老人ホームに空きが出るまでの間入所することとなった介護老人保健施設の手続等々のほかにも、退院予定日が直前に二度も延期になった末に、退院の2日前に特別養護老人ホームから入所可能の連絡が入るなど予期せぬ展開の連続だった。世田谷区の区民後見人が候補になるのは区長申立ての案件なので、世田谷区成年後見支援センターと成年被後見人が住んでいた地域の総合支所による強力なバックアップがある。そのお陰で、成年後見初心者の私でも無事に切り抜けることが

できたのだと思う。

◇理念実現の難しさ

Aさんは日常生活には車椅子が欠かせないものの、退院する頃には、少しならば1人で歩けるようになっており、これはAさんの自信、ひいては生きる意欲にもつながっていたと思う。ところが、退院して特別養護老人ホームに入所すると、機能訓練の回数が激減し歩行機能が衰えていく状況に、本人負担でもかまわないので機能訓練回数を増やしてほしいと施設側に頼んだが、難しいとの返事だった。入所当初たびたび歩きたいと訴え、1人で車椅子から立とうとし滑落していたAさんも、そのうちにあきらめたのか何も言わなくなり、次第に無表情になっていった。いくら病院で機能が回復しても、退院後それを維持できる環境が整っていなければ、何のための機能回復訓練なのか疑問に思う。成年後見制度の理念である本人の意思の尊重、残存能力の活用、ノーマライゼーションは、高齢者医療や介護保険制度など高齢者を取り巻く諸制度が噛み合わない実現できないということをつくづく感じた。

入所して半年、もともと孤独感が強いAさんは施設に入所すると知人や友人から見放される不安が高まっていった。そこで、早く安心してもらえるように、私は2週間に一度は面会に訪れることにし、施設側にも頻繁な声かけを頼んだ。そのうちに、Aさんはようやく新しい生活環境に慣れたのか、最近は表情も明るくなった。私も自分で実現できそうな範囲で、これからもAさんの生活の質の向上に努めたいと思っている。成年後見活動は私にとって社会勉強になるのみならず、自分自身の老後についても考える貴重な機会となっている。（ドイツー日本研究所研究員 安藤 淳子）

制度を知る！

障害者自立支援法の改正——対象の拡大

◇改正の趣旨と検討の結果

平成18年4月1日に障害者自立支援法が施行された。本法の立法目的は、身体・知的・精神という3障害の児・者を統合して適用対象者とし、福祉サービスの提供主体を原則的に市町村に一元化し、居宅生活支援費・施設訓練支援費等の支援費と事業費を障害程度区分に応じて援助するというものである。また、公平な負担の見地から、サービスの受益者は1割負担（応益負担）とし、国が費用の一部を義務的に負担するしくみを改めること等にある。

その後、法律施行3年後の見直し規定により、政府改正案が本年（2009年）3月31日に国会に提出されたが、衆議院の解散により廃案となり、次期国会で白紙からの仕切り直しとなる（編注：平成21年9月末現在、政府は障害者自立支援法を廃止し、新たな障害者福祉制度の設計に着手する方針と報道されている）。

今回検討された主要な改訂項目は、①地域における自立生活のための支援、②対象障害者の範囲の拡大、③応益負担から負担能力に応じた応能負担制度への復帰、④障害程度区分の再検討、⑤その他の諸問題、である。改正案についてはそれぞれの立場により賛否意見が分かれていた。

◇障害者の範囲

現行法における障害者の定義は、身体・知的・精神の3障害について、各関連法を引用する形で規定されている。対象を拡大するために「障害者」の定義を新設する意見もあったが、複雑化を避けて見送られた。

新しく対象となる発達障害については発達障害者支援法に定義されているが、障害者自立支援法上の位置づけが明確でないため、本法の対象となることを法律上明示することにした。

高次脳機能障害については、医学的な診断基準が定められ、概念的には精神障害として障害者自立支援法の対象となり得るが、法律上明確な規定を欠いている。一方、行政ではすでに、障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業の一部として高次脳機能障害支援普及事業が開始され、平成24年度末までに全都道府県に高次脳機能障害支援拠点機関を設置することになっている。よって、「通知」により高次脳機能障害者が本法の対象者に含まれることを明確にすることとした。

また、一般に難病といわれる厚生労働省指定の特定疾患の取扱いについては今後の検討課題として残された。

◇今後の課題

現行の障害者自立支援法については、制度上や運用上の問題点のほかに、障害者基本法および障害者権利条約における障害者の定義との整合性についても課題を残している。

また、今後の高次脳機能障害の権利擁護のためには、「高次脳機能障害者支援法（仮称）」の策定、あるいは厚生労働省で検討されていた「通知」の内容にも留意が必要であろう。成年後見制度での能力判定や障害者手帳での障害程度判定に関して、はたしてどこまで適確に司法や行政が判断できるかにも大きな懸念がある。さらには、生活保障の基盤となる介護保険、労災保険など各種保険の請求手続における損害額算定の基本となる被損能力の認定基準等についての実務上の課題が残されている。

（社会福祉士 岡本 均）



イギリスの成年後見制度

◇新しい成年後見法

イギリスでは、これまで任意後見制度と法定後見制度とが別の法的枠組みとして存在し、利用されてきた。そして、このうち任意後見制度の根幹となっていたのが持続的代理権法（The Enduring Power of Attorney Act 1985）であった。この持続的代理権法は、それまでモン・ロー上では本人の意思能力衰退によって代理契約が失効することになっていたものを修正し、本人の意思能力衰退後であっても代理契約の効力が継続することを定めたもので、当時としては画期的なものであった。しかし、持続的代理権法が制定されてから20年の歳月が経過し、任意後見制度の見直しが行われ、2005年に新しい成年後見法（意思能力法＝Mental Capacity Act 2005）が制定され、2007年から施行された。この法律の特徴の一つは、それまで別々であった法定後見と任意後見とを法的枠組みの中で統一化を試みたこと、もう一つは、この法改正によって、それまで持続的代理権（EPA＝Enduring Powers of Attorney）と呼ばれていたものが、永続的代理権（LPA＝Lasting Power of Attorney）に名称が変更されたことである。

新しい成年後見法では、意思能力を喪失しているという確かな証拠がない限り、すべての成年者には意思能力があるという推定がなされているほか（§ 1(2)）、意思能力を喪失した者に代わって行為をしたり、代行決定する場合には、本人の最善の利益を考えなければならないこと（§ 1(4)）などの基本的諸原則が定められている。こうした諸原則のもとで、任意後見や法定後見が行われる。

◇任意後見と法定後見

任意後見は、本人に意思能力があるときに代理人になろうとする者と永続的代理権授与契約を締結した後、永続的代理権授与証書を登録することにより開始するものである。任意後見における代

理権授与が可能な範囲について、以前のEPAのときには、財産管理に関する事項に限られていたが、新たなLPAにおいては、財産管理に関する事項に限らず、身上監護に関する事項にまで拡大された（§ 9(1)）。そのため、医療同意などに関しても永続的代理権者（任意後見人）に意思決定を代行させることが可能となった。しかし、財産管理に関する事項について意思決定の代行をする場合には、本人に意思能力が残存していても可能であるが、身上監護に関する事項についての意思決定の代行を行う場合には、本人の意思能力が喪失している場合に限定されている（§ 11(7)）。また、婚姻など家族関係等に関する事項、精神保健法関連事項および選挙権については意思決定の代行が認められていない（§ 27、§ 28、§ 29）。

これに対し、法定後見は、裁判所が後見人を任命することにより開始するものである。法定後見人は、裁判所から本人の財産管理に関する事項および身上監護に関する事項について与えられた権限を行使することができる（§ 16(1)(2)）。しかし、永続的代理人と同様、家族関係に関する事項等、意思決定の代行が認められていないものもある。

ところで、LPAでは、新しく保護裁判所を設置し、永続的代理権授与契約の有効性について判断させたり、永続的代理権授与証書の登録の不許可の決定を行う権限をもたせている。また、この保護裁判所は、永続的代理人が権限を濫用した場合には当該代理人を解任することもできる（§ 22(3) b、§ 22(4)）。さらに、必要があると認めるときは、永続的代理人に対して会計報告書の提出を命じることも可能である。このように、保護裁判所は永続的代理人の監督を通じて本人の保護を図る機能を有しているが、あくまでも私的自治が原則との立場がとられている。

（明治大学准教授 星野 茂）

◆世界会議最新情報◆

常任理事 高橋 弘

2010年にパシフィコ横浜で開催される成年後見法世界会議は、前号でお知らせした後も準備が着々と進み、プログラムの概要、報告者が固まりつつあります。

第1日目は、開会式に続き、世界各国（イギリス、ドイツ、フランス、アメリカ、カナダ、オーストラリア等）の後見制度の第一人者による基調講演が行われ、その後に国際成年後見人ネットワーク（INTERNATIONAL GUARDIANSHIP NETWORK）および公受託者・公後見人国際会議（PUBLIC TRUSTEE AND PUBLIC GUARDIAN）による共同パネルが行われます。2日目は、8つの分科会に分かれての各国からの最先端の議論が展開されることとなります。3日目の会議最終日には、韓国をはじめとするアジア各国の代表者が一

堂に会して討論を展開する「アジアの日」が開催され、活発な討論の終了後には、今後の成年後見法のあるべき姿を提言することが予定されています。

また、世界的に有名なドイツの学術研究機関である「マックス・プランク研究所」の共催が決定いたしました。これも、成年後見法が世界的に注目されている証左といえます。

2010年成年後見法世界会議では、各プログラムで質の高い議論がなされることが期待されますが、何よりもまず会員・会友の皆様に参加していただき、活発なご意見を出していただくことが成功への必要条件となります。奮ってのご参加をお願いします。詳しくは、ホームページ (http://www.wcag2010.org/index_j.html) をご覧ください。

◆2010年成年後見法世界会議 会員・会友寄付者一覧（五十音順、敬称略）

2010年成年後見法世界会議の開催に向け、会員・会友の皆様にご寄付をお願いしておりますが、前号で寄付者一覧を掲載した後もご寄付をいただいております。ここに厚く御礼申し上げます。

なお、ご寄付については引き続き受け付けておりますので、資料が必要な方は事務局までご連絡ください。（世界会議実行委員長 大貫 正男）

〈会員・会友〉	南雲 聡	※2009年3月1日～2009年7月31日。
池田 恵利子	細川 瑞子	
小原 紘司	松友 了	※本誌等での氏名掲載について「可」とご連絡をいただいた方を掲載しています。
開山 憲一	大島 明	
金川 洋		
久保内 卓亞	〈法人〉	
鹿田 良美	財団法人 民事法務協会	
多伊良 衛亮	財団法人 トラスト60	
高橋 弘	日本行政書士会連合会	
田中 満枝	長坂測量株式会社	
中尾 哲郎		
中山 二基子		



◆ NHK ハート・フォーラム開催しました ◆

常任理事 高橋 弘

NHK ハート・フォーラム「あなたの財産と暮らしを守る～成年後見制度～」が2009年8月1日(土)に当学会との共催により開催されました。当日、開催地の神戸は集中豪雨の悪天候であったにもかかわらず466名もの多くの方々の参加があり、活気あふれるフォーラムとなりました。

第一部では、「成年後見制度ってなに?」と題して、当学会の新井誠理事長が、劇団グループ夢うさぎの公演「とあるばあちゃんの成年後見物語」を交えながら、NHK 神戸放送局キャスター前田春菜さんの質問に答えるかたちで制度の仕組みをユーモアたっぷりに解説し参加者から好評を博しました。

また、第2部では、「こんなときに使えます実践! 成年後見制度」をテーマに、地元兵庫の弁護士、司法書士、社会福祉士、精神保健福祉士が強い協力関係の下に活発な活動を繰り広げている「高齢者・障害者権利擁護なんでも110番」のメン

バーによるパネルディスカッションも催され、フォーラム終了時の会場には心地よい熱気が漂っていました。

後日、その模様がNHK ラジオで放送されました。今回のNHKハート・フォーラムが少しでも成年後見制度の普及に役立てたのなら、たいへん喜ばしいことです。



▶ シンポジウム開催のお知らせ

日本成年後見法学会では、今秋にイギリスからデンズィル・ラッシュ氏を招聘し、国際ミニシンポジウムを開催します。参加ご希望の方は、以下の要領にてお申してください。

【講師】 デンズィル・ラッシュ (英国保護裁判所長)

【テーマ】 イギリス意思能力法運用の実情と課題 (仮)

【日程】 平成21年11月13日午後5時～午後7時30分

【場所】 日司連ホール (東京・四ッ谷)

【定員】 約100名

【参加費】 会員・会友は無料／一般は1000円 (予定)

【申込み】 平成21年10月30日(金)までに学会事務局へファックス (03-5798-7278) またはEメール (j_jaga@nifty.com) にてお申してください。

【日本成年後見法学会事務局】

〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿3-7-16
(株)民事法研究会内
TEL 03-5798-7239 (直) FAX 03-5798-7278
E-mail j_jaga@nifty.com

◆編集後記◆ ●高次脳機能障害に関する研究委員会の調査でヒアリングに同行しました。「後見は使えない制度」と。耳が痛くなりつつも、肝胆あい照らし、互いの立場に通じるようになったのは収穫。が、高次脳も難しい……。 (長谷川秀夫)